

令和 5 年 6 月 14 日現在

機関番号：32621

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2020～2022

課題番号：20H01416

研究課題名(和文) 伝統社会の司法利用 利用者行動の実証的分析による東西比較法史研究

研究課題名(英文) The Use of Justice in Traditional Societies: A Comparative Legal History of East and West through Empirical Analysis of User Behavior

研究代表者

松本 尚子 (Matsumoto, Naoko)

上智大学・法学部・教授

研究者番号：20301864

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 13,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、それぞれの司法制度の違いが現在よりもはるかに大きい諸々の伝統社会について、制度の違いだけでなく、住民がどのように・どれだけ制度を利用したか(これを「司法利用」と呼ぶ)を探究した。国内外の研究者が集い、中世後期のイタリア自治都市、近世ドイツの魔女裁判、明治前期日本の勸解、植民地期台湾などについて、司法利用のさまざまな前提(信用経済・公証制度・土地権利関係など)の例を示した。また、これらの個別研究を基に、東西の紛争解決史の比較可能性を方法論的に議論した。これらの研究成果については、2021年の西洋史学会・2022年の法制史学会での研究発表を土台に草稿をまとめ、公刊へのめどをつけた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

古典的な法制史研究は制度史が主流であり、そこでの紛争当事者は、制度の受け手として語られることが多かった。これに対して本事業は、伝統社会の住民を「制度利用者」として捉え直し、彼らの能動的な司法利用行動を統計・事例内容分析により実証的に検証した。また、近年の請願研究やinfrajustice研究などの成果を踏まえて上記の実証研究を理論分析し、従来の制度比較とは異なる新しい東西比較方法論の糸口を示した。社会的な意義としては、紛争解決史に新たな史料発掘を促し、日常的紛争解決像をより多彩に可視化することができた。法社会学の紛争研究に歴史サイドから材料を提供するという意義も有する。

研究成果の概要(英文)：This study explored not only the differences of each system of conflict resolution but also how residents used the available system (this is called "use of justice") in various traditional societies, where the differences in their respective justice systems were much greater than today. Researchers gathered to present examples of various preconditions of 'use of justice' (credit economy, notary system, land rights relations, etc.) for an Italian commune of the late medieval period, witch trials in early modern Germany, the Kankai in early Meiji Japan, and Taiwan during the colonial period, among others. Based on these individual studies, the comparability of the histories of dispute resolution in the East and West was methodologically discussed. The result of the studies was now as drafts compiled on the basis of research presentations to the Western History Association in 2021 and the Legal History Association in 2022, and is on track for publication.

研究分野：西洋法制史

キーワード：司法利用 伝統社会 Infrajustice 調停 裁判外紛争解決 西洋 東洋 比較法史

1. 研究開始当初の背景

本研究を後押しした背景として、中近世の東西両伝統社会における裁判史料研究の躍進が挙げられる。2010年代には、清代中国や中世イタリア都市などに点在する膨大な史料から、紛争処理実務の数値や流れ、具体的内容が明らかにされ始めている。またその結果として、伝統社会における紛争解決制度の多様性・固有性を確認あるいは強調する言説に触れることが多くなった。私たちはこれまで無意識のうちに、近現代の裁判制度を歴史上の絶対的基準とし、そこからの引き算でしか伝統社会の紛争解決を理解していないのではないかと。こうした問題意識が明確な私たちにとって現れてきたように思う。

2. 研究の目的

本研究の目的は、こうした問題意識を具体的に展開し、東西の伝統社会における多様な公的紛争解決の実態を、住民の司法利用という視座から実証的に明らかにすることである。

また、伝統社会における紛争文化の東西比較は、このように視座を変えることで可能となるか、可能であるとすればどのようにして、どの程度まで可能かを、理論的に検討することである。

体系的・網羅的な比較は史料残存状況からして不可能であるが、司法利用に関する史料研究の具体的な方法を示すことで、各分野の研究に新たな史料発掘を促すことも、本研究のねらいのひとつである。

3. 研究の方法

本研究は、紛争当事者を制度利用者として捉え直し、その行動に焦点を当てる。従来の法制史では、伝統社会の住民は制度の受け手として受動的な立場から語られることが多かった。これに対して本研究は、住民を制度利用者として能動的な立場から捉え直し、彼らの法利用行動を統計と事例内容という2つの側面から分析する。分析は以下の3つの観点を中心に据えて行う。

1) 司法利用者の実像解明

司法利用と一口にいても、債権回収か損害賠償請求か、土地の権利確認か相続事件かなど、紛争内容によって利用者の社会的属性は異なるだろう。各研究対象で利用が顕著な紛争類型と法利用者の社会的属性傾向を割り出すことにより、当該制度利用者のニーズや、利用への障害となった要素を比較する。

2) 司法利用の態様分析

利用者にしてみれば、司法利用の目的は紛争の解決にこそあり、手続の最終地点(判決、和解、堂諭等)がゴールなのではない。蒸し返し訴訟や執行請求の発生状

況も併せ、利用者が何を期待して法廷等に赴き、いつの時点で「落としどころを見つけ」あるいは「見切りをつけ」たのかを 通常訴訟であれば全提訴数から終局判決に至る事件の割合から 極力紛争類型の違いに注目して測る。

3) 司法利用と公権力との相互作用への動態的観察

住民の司法利用は公権力の政策にどう影響したか。たとえば、住民4万人の裁判利用が年間1万件と図抜けて多い14世紀前半のルッカで最も多いのは債権回収案件であったが、ルッカ政府は調停前置などの遮断策を講じなかったのか。一方、清代中国では、全体の訴訟案件のうち人命、窃盗、闘殴案件などが増加していくなかで債権回収案件などが後回しにされていったが、官が処理しない債権回収をどこが引き受けたのか。また訴訟案件がフィルターにかけられる状況で、利用者はどのような戦略で司法を利用したのか。

さらに、西洋近世史において盛んになった請願研究や恩赦嘆願研究などの成果を取り入れ、東西の伝統社会における多角的な司法利用の在り方を可視化する。

4. 研究成果

本研究は、それぞれの司法制度の違いが現在よりもはるかに大きい諸々の伝統社会について、制度の違いだけでなく、住民がどのように・どれだけ制度を利用したかを探求した。

国内外の研究者が集い、中世後期のイタリア自治都市、近世ドイツの魔女裁判、明治前期日本の勸解、植民地期台湾などについて、司法利用のさまざまな前提（信用経済・公証制度・土地権利関係など）の例を示した。また、これらの個別研究を基に、東西の紛争解決史の比較可能性を方法論的に議論した。

これらの研究成果については、2021年の西洋史学会・2022年の法制史学会での研究発表を土台に草稿をまとめ、公刊へのめどをつけた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 林真貴子	4. 巻 509
2. 論文標題 「裁判が嫌いな日本人」? : 近代日本の勸解の歴史	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 63-66
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松本尚子	4. 巻 512
2. 論文標題 西洋法制史と裁判事例	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 2-3
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小林繁子	4. 巻 50
2. 論文標題 請願と交渉: 16・17世紀の魔女裁判をめぐる <i>infrajustice</i>	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 西洋史研究	6. 最初と最後の頁 53-76
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松本尚子	4. 巻 65
2. 論文標題 <i>Infrajustice</i> とは何か: 『伝統社会の司法利用』研究の準備作業として	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 上智法学論集	6. 最初と最後の頁 81-116
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 林真貴子	4. 巻 有斐閣
2. 論文標題 調停制度以前（江戸、明治：「原型」としての勸解）	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 日本調停協会連合会編『調停制度100年』	6. 最初と最後の頁 3-19
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 So NAKAYA	4. 巻 Roma
2. 論文標題 Fama Publica and Informants in the Judicial Records of Lucca in the 14th Century	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Maria Giuseppina Muzzarelli (ed.), Riferire all' autorità. Denuncia e delazione tra Medioevo ed Eta Moderna	6. 最初と最後の頁 79-95
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計17件（うち招待講演 6件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 中谷惣
2. 発表標題 イタリア中世都市における司法利用 債権回収と高利貸し告発
3. 学会等名 日本法制史学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 小林繁子
2. 発表標題 帝国最高法院における魔女名誉棄損訴訟：その利用可能性の考察
3. 学会等名 日本法制史学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 陳宛妤
2. 発表標題 植民地台湾における土地紛争の「司法利用」
3. 学会等名 日本法制史学会（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 林真貴子
2. 発表標題 勸解における紛争当事者の役割 「願」と「請」の意味するもの
3. 学会等名 日本法制史学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 高村学人
2. 発表標題 法社会学の視点からのコメント
3. 学会等名 日本法制史学会（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 寺田浩明
2. 発表標題 中国法制史からのコメント
3. 学会等名 日本法制史学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 スザンネ・レブシウス
2. 発表標題 ユース・コムーネ期における法実務の特殊メカニズムとしての上訴手続
3. 学会等名 日本法制史学会（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 マルティン・ディンゲス
2. 発表標題 ヨーロッパ近世（1500-1800年）の司法利用と医療利用：類似点、相違点、展望
3. 学会等名 日本法制史学会（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 中谷惣
2. 発表標題 中世後期イタリア都市における刑事司法の利用
3. 学会等名 西洋史学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 小林繁子
2. 発表標題 Infrajustizとしての請願：マインツ選帝侯領の魔女迫害を例に
3. 学会等名 西洋史学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 カール・ヘルター
2. 発表標題 近世ヘッセン諸領邦の下級刑事裁判権における司法利用とInfrajustice
3. 学会等名 西洋史学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 寺田浩明
2. 発表標題 中国法制史の立場から
3. 学会等名 西洋史学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 陳宛妤
2. 発表標題 植民地台湾北部における土地紛争の「司法利用」
3. 学会等名 法制史学会近畿部会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 松本尚子
2. 発表標題 伝統社会の司法利用：陳報告へのコメントを中心に
3. 学会等名 法制史学会近畿部会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Naoko Matsumoto
2. 発表標題 China und Japan. Ueberlegungen zu transnationalen Ansaetzen der Geschichte der Konfliktloesung
3. 学会等名 Treffen des Max-Planck-Institut fuer Rechtsgeschichte und Rechtstheorie (招待講演)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Makiko Hayashi
2. 発表標題 Lawyers in Consular Courts and their Impact on Local Courts
3. 学会等名 The Third Asian Legal History Conference (招待講演)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 小林繁子
2. 発表標題 infrajusticeとしての請願：近世ドイツにおける司法利用への一試論
3. 学会等名 西洋史研究会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 林真貴子	4. 発行年 2022年
2. 出版社 大阪大学出版会	5. 総ページ数 392
3. 書名 近代日本における勸解・調停：紛争解決手続の歴史と機能	

1. 著者名 So Nakaya	4. 発行年 2022年
2. 出版社 Brepols Publishers	5. 総ページ数 255
3. 書名 Raising Claims. Justice and Commune in Late Medieval Italy	

1. 著者名 松本尚子編	4. 発行年 2024年
2. 出版社 大阪大学出版会	5. 総ページ数 292
3. 書名 伝統社会の司法利用：東西比較の可能性	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	中谷 惣 (Nakaya So) (10623390)	大阪大学・文学研究科・准教授 (14401)	
研究分担者	小林 繁子 (Kobayashi Shigeko) (20706288)	新潟大学・人文社会科学系・准教授 (13101)	
研究分担者	寺田 浩明 (Terada Hiroaki) (60114568)	公益財団法人東洋文庫・研究部・研究員 (72622)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	林 真貴子 (Hayashi Makiko) (70294006)	近畿大学・法学部・教授 (34419)	

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	陳 宛好 (Chen Wan-Yu)	國立清華大學・科技法律研究所・副教授	
研究協力者	高村 学人 (Takamura Gakuto)	法学部・教授 (34315)	
研究協力者	ヘルター カール (Haerter Karl)	マックス・プランク法史法理論研究所・教授	
研究協力者	ディンゲス マルティン (Dinges Martin)		
研究協力者	レプシウス スザンネ (Susanne Lepsius)	ミュンヘン大学・法学部・教授	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関